

## 精霊船・お盆のお供え物は適正な処理を

環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

精霊流しは、お盆の風習の一つとして県内各地で親しまれていますが、精霊船の後始末については、海や海岸を汚さないように、適切な処理をお願いします。

発泡スチロールの箱や折箱などを精霊船に見立て、仏壇のお供え物などを海に流したまま放置すると海を汚してしまいます。

海に浮かべた後はそのまま流さずに自宅へ持ち帰り、適正な処理をお願いします。

### ●分別方法

- ・金属類と燃える部分に分けてください。
- ・花火などの発火性、引火性のあるものを取り除いてください。
- ・下記施設に直接搬入するか、定期的収集日に指定の袋で排出してください。

※搬入できるサイズは各家庭に配布している「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の裏面をご確認ください。

区分	燃えるごみ		燃えないごみ
地区	深江・布津地区	有家～加津佐地区	全地域
搬出先	東部リレーセンター	南有馬クリーンセンター	島原リサイクルプラント
電話番号	0957-62-0500	73-6645	0957-64-4885
受付時間	月～金曜日	8:30～16:00	8:30～16:30
	土曜日	8:30～12:00	休み
	日曜日	日・祝日は休み	
			日・祝日と8月13～15日は休み



## “空き家をお持ちの人”と“移住を検討する人”との橋渡し 「空き家バンク制度」

地域づくり課(西有家庁舎) ☎73-6631 Eメール:teijyu@city.minamishimabara.lg.jp

市では、定住促進のため、空き家の有効活用を図る「空き家バンク制度」を実施しています。空き家を売りたい人、貸したい人は「空き家バンク」にぜひ登録ください。

※市は契約交渉などの仲介はできません。

※登録対象物件は、人が住める程度の物件です。

※家財道具はそのままでも結構です。

👤空き家の所有者 📄申込書に必要事項を記入し、提出してください。

### 空き家バンク制度の概要



### 移住検討者向けサイト

Uターン者も対象です。

南島原市 空き家情報 🔍 検索

## 情報公開制度の概要と開示状況

総務秘書課(西有家庁舎) ☎73-6621

### ●情報公開制度の概要

市民と市との協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与するため、市が保有する公文書を請求に応じて開示する制度です。開示請求(情報公開制度)の対象文書は、職員が職務で作成・取得した文書、図画、フィルムおよび電磁的記録で、組織的に用いるために保有しているものです。

### ●開示請求の方法

①見たい公文書を保管している担当課に相談をして公文書の特定をしてください。

※公文書を保管する担当課がわからない場合は、総務秘書課にお問い合わせください。

②開示請求書に必要事項(見たい公文書の名称など)を記載して、総務秘書課に提出してください。

### ●令和4年度の開示決定状況

	情報公開制度
全部開示	12件
部分開示	34件
不開示(文書不存在など)	13件
取り下げ	2件
合計	61件
処理した公文書数	1,433ページ

※これらの決定に対して、不服があった場合に行われる審査請求は1件でした。

### ●開示請求の費用

- ・開示決定された公文書の閲覧のみは費用がかかりません。
- ・開示決定された公文書のコピーが必要な場合はコピー代(先払い)がかかります。
- ・開示決定された公文書の送付が必要な場合は送料(先払い)がかかります。

## 特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)のナンバープレートを交付します

税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

道路交通法改正により、令和5年7月1日から「特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボードなど)」の交通方法に関する規定が施行されています。これにより、下記の要件を満たしている車両所有者は、課税標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要がありますので、最寄りの支所で申請を行ってください。

### ●要件

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20km/h以下	左記以外のもの
定格出力	0.6kW以下	
長さ	1.9m以下	
幅	0.6m以下	

### ●税額…年額 2,000円

※令和6年度以後の軽自動車税(種別割)について適用されます。



### ●申請に必要なもの

- ※(1)は税務課または各支所に備えています。
- (1)軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
- (2)特定小型原動機付自転車に該当すること(最高速度など)が分かる書類
- ※販売証明書などに記載がある場合は原則として省略可能
- (3)本人確認書類(マイナンバーカードなど)

また、すでに一般原動機付自転車の標識交付を受けている車両のうち、特定小型原動機付自転車の要件を満たす場合は、標識の変更登録をすることができますので、お問い合わせください。